

「修正国際基準の適用」

「修正国際基準の適用」（2016年7月25日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛を付している。）。

改正後	改正前
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正 2016年7月25日 最終改正 2017年4月11日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正 2016年7月25日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用時期</p> <p>5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。</p>	<p>適用時期</p> <p>2015年6月公表の修正国際基準</p> <p>5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。</p>
<p>6. 2017年4月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p>	<p>2016年7月改正の本文書</p> <p>6. 2016年7月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。</p>
<p>10. 2017年4月改正の本文書は、第358回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 小野行雄（委員長）</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前																						
<p>小賀坂 敦 (副委員長)</p> <p>貝 増 眞</p> <p>川 西 安 喜</p> <p>徳 賀 芳 弘</p> <p>西 山 賢 吾</p> <p>蜂 谷 由 文</p> <p>安 井 良 太</p> <p>弥 永 眞 生</p> <p>柳 橋 勝 人</p> <p>湯 川 喜 雄</p> <p>吉 田 和 稔</p> <p>米 田 敬</p> <p>渡 部 仁</p>																							
<p>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等</p> <p>(中 略)</p> <p>会計基準 (2016 年 9 月 30 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 13 号</td> <td>「公正価値測定」</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 14 号</td> <td>「規制繰延勘定」</td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号</td> <td>「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 13 号	「公正価値測定」	IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」	* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」	(以下 略)		<p>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等</p> <p>(中 略)</p> <p>会計基準 (2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 13 号</td> <td>「公正価値測定」</td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号</td> <td>「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 13 号	「公正価値測定」	* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」	(以下 略)	
会計基準の名称																							
(中 略)																							
IFRS 第 13 号	「公正価値測定」																						
IFRS 第 14 号	「規制繰延勘定」																						
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」																						
(以下 略)																							
会計基準の名称																							
(中 略)																							
IFRS 第 13 号	「公正価値測定」																						
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」																						
(以下 略)																							
<p>解釈指針 (2016 年 9 月 30 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの)</p> <p>(以下 略)</p>	<p>解釈指針 (2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの)</p> <p>(以下 略)</p>																						

改正後			改正前
(参考)			(新 設)
2016年9月30日現在でIASBにより公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの			
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2014年5月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効	
「IFRS第15号の発効日」	2015年9月		
「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2016年4月		
IFRS第9号「金融商品」(2014年)	2014年7月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効	
「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	2014年9月	IASBが決定する日(2016年9月30日現在未定)以後開始する事業年度から発効	
「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」	2015年12月		
IFRS第16号「リース」	2016年1月	2019年1月1日以後開始する事業年度から発効	
「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS第2号の修正)	2016年6月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効	

改正後			改正前
「IFRS 第9号「金融商品」の IFRS 第4号「保険契約」との適用」 (IFRS 第4号の修正)	2016年9月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効 (ただし、一部の取扱いは2018年1月1日より前に発効する場 合がある。)	

以 上